平成２６年（フ）第９号
栃木県栃木市河合町４番５号
債務者　坂尾　一士
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２４号
栃木県栃木市河合町４番５号
債務者　坂尾　立美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月12日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第４８９号
北海道江別市幸町22番地の13　江別幸町ビル801
債務者　中根　　浩
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　洋美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７号
埼玉県草加市吉町１丁目２番27号　スリーゼ草加202号
債務者　大塚　賢爾
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒澤　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３８４号
住所秘匿、住民票上の住所名古屋市中区上前津２丁目10番22号　エスポア上前津Ⅱ　302号
債務者　本多　清隆
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿倉　祐一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１０６号
京都市伏見区久我本町11番地179
債務者　ホット＆デリカシマカワこと　島川　貞治
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河本　茂行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６９号
茨城県ひたちなか市山ノ上町８番１号　ハウス大里Ａ101
債務者　檜山都志幸
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　人見　光一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第９８３号
大阪市天王寺区四天王寺２丁目１番28号　クラウンハイム四天王寺302号
債務者　西原　恵美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０４４号
大阪府豊能郡能勢町下田92番地の６
債務者　松浦　昭二
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０４５号
大阪府豊能郡能勢町下田92番地の６
債務者　松浦　敏子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　向井　義博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５４号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目43番６号　第６日野ビル703
債務者　藤井　　葵
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　良治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２号
鹿児島県曽於市財部町南俣11270番地８
債務者　田口　正人（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大脇　通孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２６年（フ）第７９号
北海道旭川市末広一条10丁目４番22号
債務者　森本　優子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅沼雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月10日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１１６６号
札幌市西区八軒１条西２丁目５番22―602号、申立時の住所札幌市西区八軒２条西３丁目４番21号
債務者　今井　淑郎
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１１６７号
札幌市西区八軒１条西２丁目５番22―602号、申立時の住所札幌市西区八軒２条西３丁目４番21号
債務者　今井　愛子
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９９号
札幌市西区発寒11条４丁目７番16号
債務者　海津　雅英
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２７０号
札幌市西区発寒13条３丁目４番６号　マストタウン発寒Ⅱ―102号
債務者　小笠原春美
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
札幌地方裁判所民事第４部